

7. 段階別指導点

■■ 1. 標準カリキュラムの位置づけ ■■

今回のモデル事業では、事業主が「実践型人材養成システム」実施に際して、厚生労働大臣認定を受けるのに必要な「訓練の実施計画」を「実践型人材養成システムカリキュラム」として全老健研究班で作成しました。もちろん、これは各事業所が個別にカリキュラムを作成して事業申請することを妨げるものではありませんが、このモデルカリキュラムは事業認定基準を満たしたうえ、運用細目で個々の事業所の状況に合わせて週間計画に反映させた使用が可能です。

なお、「実践型人材養成システム」を実施する事業主への支援措置として、「キャリア形成促進助成金」があります。具体的には、各事業所管轄の雇用・能力開発機構センター開催の「キャリア形成助成金説明会」に参加のうえ、所定の手続きをとることになります。制度上可能な限度額いっぱいの助成金を受けるには、週間計画の記載にあたり助成金対象外との誤解を招くような表現をしないよう注意が必要です。

■■ 2. 訓練方法 ■■

導入：目的を伝えて習得するための準備をさせること。

指示：作業を説明する。言葉で説明するだけでなく、実際にやってみせる。

適用：繰り返してやらせてみる。

評価：教えた結果をみて、補習、指導。

上記のポイントを意識して、各段階における座学、見学、補助的介護、単独介護、振り返りの時間、記録等を効果的な週間計画にして組み込みます。

■■ 3. 段階別指導点のポイント ■■

1) 第1段階…第1週

施設内訓練導入時期として、訓練生の不安を取り除き、実習指導者を中心に職員との良好な関係をつくること。見学、説明、話し合いなどが中心になる。老健施設の概要を理解し、訓練への基本姿勢を確立する。

訓練生が介護される体験（「介護され体験」）をすることによって、利用者の側に自身を置き、感じる機会を設けるのも効果的である。

2) 第2段階…第2～4週

コミュニケーション関係が比較的可能な利用者とのふれあいを通じて、①利用者の理解、②介護の理念・役割、③介護職員の基本的な役割、④初歩的な日常生活援助、を達成課題とする。療養環境を整える意義や、基礎的な直接介護を体験する。